

福島県過疎・中山間地域振興条例

提出理由

過疎・中山間地域の振興に関する基本方針を定め、その実現を図るための施策を総合的かつ計画的に推進することにより、豊かで住みよい調和のとれた持続的に発展する地域社会の実現に資するため、この条例を制定しようとするものである。